

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	沖電気工業株式会社		コード	6703
提出日	2026/6/8	異動(予定)日	2026/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	斎藤 保	社外取締役	○												△			有
2	木川 眞	社外取締役	○											△				有
3	遠山 亮子	社外取締役	○															有
4	尾関 幸美	社外取締役	○													○	新任	有
5	津田 良洋	社外監査役	○											△				有
6	小田 康之	社外監査役	○															有
7	新家 寛	社外監査役																

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	斎藤保氏が特別顧問を務めている株式会社と当社との間には双方からみて売上の1%未満の取引があります。なお、同氏が理事長を務めている国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と当社との間には特別の関係はありません。	長年株式会社Hの代表取締役を務め、業界のみならず日本のビジネスリーダーとして、製造業に関する豊富な経営経験と広い見識、高い倫理観を有しています。同氏は、当社社外取締役に就任以降、特に製造、開発およびグローバルな経営経験に基づく助言・提言を積極的に行っているほか、人事・報酬諮問委員会の委員として経営の公正性・透明性の向上に貢献しています。同氏を社外取締役として選任した理由は、経営陣から独立した立場から、取締役会の意思決定機能および監督機能の効率的強化に貢献することが期待できるためであります。同氏は、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
2	木川眞氏は、2002年4月から2005年3月まで株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)の常務執行役員および常務取締役を務めておりました。株式会社みずほ銀行は当社の主要な借入先であり、2025年度の借入額は243億円です。	金融機関での役員経験を経て、ヤマトホールディングス株式会社の代表取締役を10年以上務め、ITを活用したビジネスモデルの取組を行うなど、ロジスティクス業界を中心とした豊富な経営経験と広い見識、高い倫理観を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、豊富な経営経験に基づく助言・提言を積極的に行っているほか、人事・報酬諮問委員会の委員として経営の公正性・透明性の向上に貢献しています。同氏を社外取締役として選任した理由は、経営陣から独立した立場から、取締役会の意思決定機能および監督機能の効率的強化に貢献することが期待できるためであります。同氏は、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
3		現在、経営戦略を専門分野とする中央大学大学院戦略経営研究科教授であり、国際経営戦略やインバウンドマネジメントに関する学術的専門知識と豊富な経験を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、経営戦略やインバウンド等の知見に基づく経営への助言・提言を積極的に行っているほか、人事・報酬諮問委員会の委員として経営の公正性・透明性の向上に貢献しています。同氏を社外取締役として選任した理由は、経営陣から独立した立場から、取締役会の意思決定機能および監督機能の効率的強化に貢献することが期待できるためであります。同氏は、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
4		現在、会社法を専門とする中央大学大学院法務研究科教授であり、会社法とコーポレート・ガバナンスに関する学術的専門知識と豊富な経験を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、他社の社外取締役や社外監査役としての経験もあります。同氏を社外取締役として選任した理由は、会社法やコーポレート・ガバナンス等の知見に基づく経営への助言・提言が期待できるほか、経営陣から独立した立場から、取締役会の意思決定機能および監督機能の効率的強化に貢献することが期待できるためであります。同氏は、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
5	津田良洋氏は、有限責任監査法人トーマツに過去勤務しておりました。	公認会計士として、長年に亘り各種業種のグローバルを含めた会計監査に携わってきました。同氏を社外監査役として選任した理由は、その豊富な経験、知識および高い倫理観を活かし、グローバルな視点から当社の経営に対し、客観的、中立的な監査を行うことが期待できるためであります。同氏は、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
6	小田康之氏が理事長を務めている社会福祉法人藤倉学園と当社との間には特別の関係はありません。	メーカーにおいて経理部門長、本社の企画部門長、海外子会社社長経験および執行役員を務めると共に、多くの海外勤務の経験を持っています。同氏を社外監査役として選任した理由は、監査役、監査等委員(委員長)の経験もあり、その豊富な経験、グローバルな知見および高い倫理観を活かし、当社の経営に対する適切な監査を行うことが期待できるためであります。同氏は、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
7	新家寛氏が執行委員パートナーを務めている西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社との間には、双方からみて売上の1%未満の取引があります。	長年に亘り弁護士として、会社法、金融法関係に関して、上場企業を多く担当してきました。同氏を社外監査役として選任した理由は、投資顧問会での監査役を長く務めた経験も有し、その豊富な経験、知識および高い倫理観を活かし、当社の経営に対し、客観的、中立的な監査を行うことが期待できるためであります。また、同氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれ無く、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定、届け出は行いません。

## 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j. 上場会社の取引先(a、b及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k. 社外役員の相互親任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。